

# 地域発 元気づくり支援金の検討経過

## 1 WGの設置 令和6年5月21日開催の「県と市町村との協議の場」において以下のとおり確認

これまでの成果と現状・課題、及び制度創設以降の状況変化等を踏まえ、今後の支援金制度のあり方について、県・市町村共同によるワーキンググループを設置し、下記の観点から検討する。

<検討に当たっての観点>

○地域づくりに係る県と市町村の役割分担      ○今後の地域づくり活動への支援のあり方

## 2 WG構成 県及び26市町村（12市・14町村）の担当課長（座長：県地域振興課長、オブザーバー：市長会・町村会）

佐久	佐久市、小諸市、立科町	木曾	木曾町、大桑村
上田	上田市、東御市、長和町	松本	松本市、安曇野市、生坂村
諏訪	諏訪市、原村	北アルプス	大町市、白馬村
上伊那	伊那市、箕輪町	長野	長野市、坂城町、飯綱町
南信州	飯田市、売木村、豊丘村	北信	飯山市、山ノ内町、野沢温泉村

## 3 WGでの検討状況

### 第1回（7/17）

- ・現状及び課題等の共有
- ・見直し案（方向性）提示

### 第2回（9/12）

- ・経過措置と総合支援窓口を提示

### 第3回（10/31）

- ・WG最終報告案検討

### 協議の場（11/11）

- ・WG検討結果報告
- ・見直し案協議

※WGのほか、市長会・町村会の部会でも検討状況等を説明

## これまでの成果と現状・課題等

### 【これまでの成果】

- 地域の自主的・主体的な取組の掘り起こし・浸透  
(17年間で、市町村による住民協働の取組や4,000超の地域づくり団体の立上げを支援)

### 【現状・課題】

- 要望件数・金額、新規活用団体はともに減少傾向。
- 制度の長期継続によるマンネリ化、事業の質や成果の検証に課題も。
- 資金・人材面の課題から、活用後に活動を継続（自走）できない団体の割合が増加傾向。

### 【近年の状況変化】

- 国の地域活性化施策や地方創生関係財源（交付金・交付税）が充実。
- 地域資源を活かした持続可能な地域づくりを目指す市町村の取組を、県が人的・財政的に支援する新たな制度「輝く農山村地域創造推進事業」を開始。
- 地域おこし協力隊など、地域づくりを担うプレーヤーが県内各地で増加・活躍。
- 寄付型C Fや県みらい基金など、行政の補助金以外にも活動資金の調達に選択肢。

## 今後の制度のあり方検討

これまでの成果と現状・課題、及び制度創設以降の状況変化等を踏まえ、今後の支援金制度のあり方について、県・市町村共同によるワーキンググループを設置し、下記の観点から検討したい。  
(R7年度事業からの反映を目標)

### 【地域づくりに係る県と市町村の役割分担の観点】

- 県は、広域自治体として、広域連携による取組や、広域的な波及効果（モデル性）のある取組を支援する役割を担っている。
- 市町村は、住民に最も身近な自治体として、自らの区域内における地域振興の取組を主体的に推進・支援する役割を担っている。

### 【今後の地域づくり活動への支援のあり方の観点】

- 喫緊の課題である人口減少が想定以上の速度で進展する中で、人口減少下でも持続可能な地域づくりに向け、真に地域課題解決に資する事業（※）を重点的に支援していくべきではないか。
- ※ 地域住民生活に目に見える変化をもたらす、自走性や高いモデル性を備えた効果的な事業  
(例) 地域課題解決の核となり得るコミュニティビジネスの創出、地域の関わりしろづくりによる関係人口の創出など

# 地域発 元気づくり支援金の改正案について

協議の場

これまでの成果・現状・課題  
創設時からの状況変化等

地域づくりに係る  
県と市町村の役割分担

今後の地域づくり活動への  
支援のあり方

第1回WG

## 改正内容：支援対象事業の重点化

支援対象事業を以下の2タイプの事業に重点化

- ① 広域的な連携事業（市町村や団体による、単一の市町村域を越えた連携事業）
- ② 人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業
  - （要件1）地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定
  - （要件2）補助金活用後の自走のビジョンが明確（自走性）
  - （要件3）地域課題解決のモデルとして他地域への高い波及効果が期待（モデル性）

第2回WG

## 経過措置期間の設定（2年間）

- 現行基準に該当する事業も採択  
（採択は新基準該当事業を優先）

## 総合支援窓口の設置

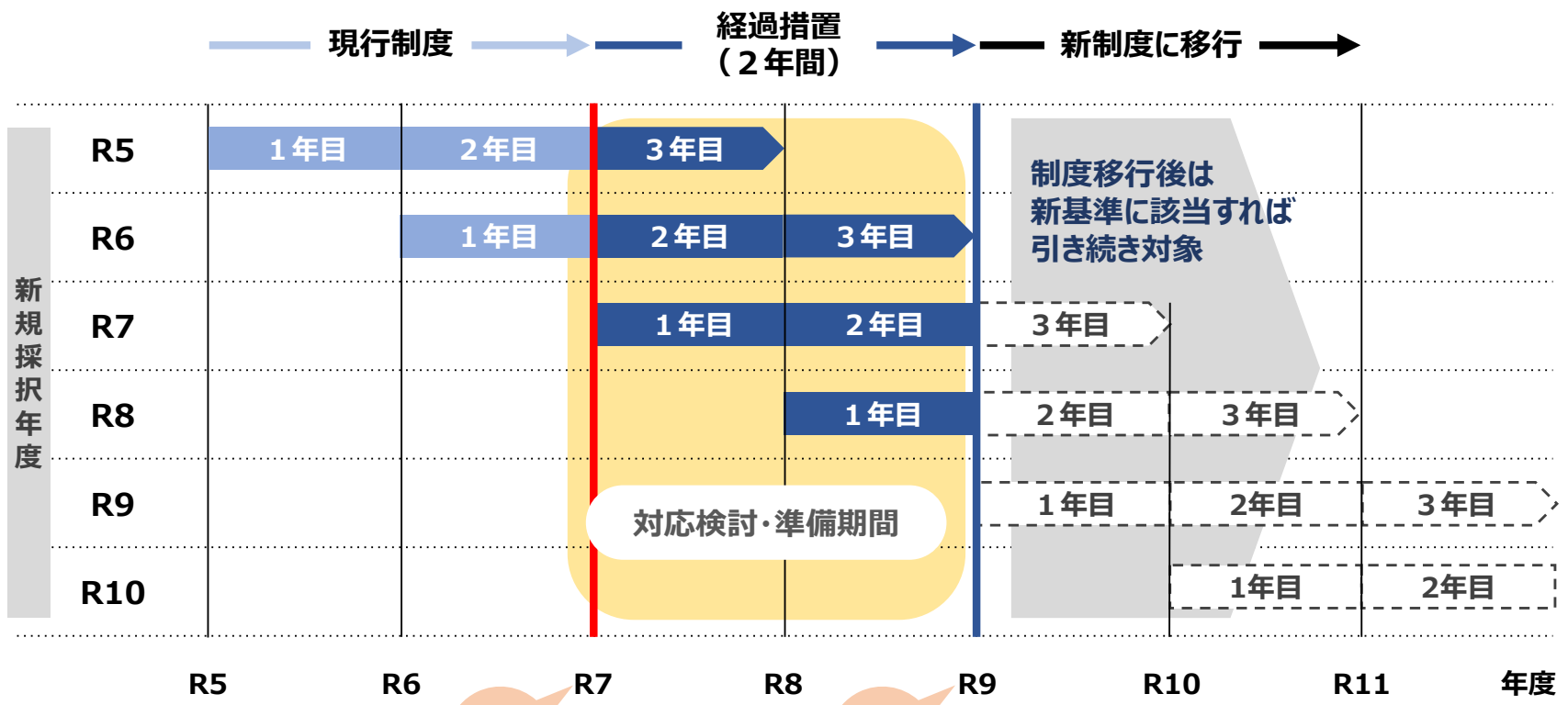
- 10地域振興局に設置
- 地域づくりの取組のレベルアップを支援

## <制度改正後に対象外となる事業例>

今回の見直し後に 対象外となる事業	具体的な事業例
① 広域性がなく、効果が単一の 市町村域内にとどまる事業	<ul style="list-style-type: none"><li>一部区域の住民が協働で行う道路の補修事業や地元の公園、公民館、花壇等の整備事業</li><li>地縁団体や住民自治協議会等が自地域の振興のために実施する事業</li><li>〇〇市（町・村）観光協会が単独で実施する観光振興事業</li></ul>
② 成果目標が可視化できず、 事後に成果の検証ができない事業	<ul style="list-style-type: none"><li>単に意識啓発・普及啓発にとどまる事業</li><li>単発のイベント事業</li></ul> <p>〔 ※ 成果目標は、イベント参加者数など、事業自体の実施目標ではなく、 事業実施後に、<u>地域の住民生活にどのような目に見える変化を もたらすか</u>により設定。 〕</p>
③ 将来にわたり補助金の受給を 前提とした自走性の低い事業	<ul style="list-style-type: none"><li>同一団体が事業内容を変えながら毎年継続的に申請を行っている、観光イベントや地域イベント事業</li></ul>

※ ②、③については、広域的な連携事業の場合を除く

# 新基準への移行イメージ（案）（※経過措置2年間の場合）



※ 現行制度における継続事業の要件を満たせば経過措置期間中も継続採択可

制度改正

経過措置 2年

# 地域づくり活動への支援機能の充実・強化について（案）

- 対象事業の重点化を行った場合、新基準に該当する事業の構築は公共的団体にとって一定のハードルとなることが予想される。
- 県として、地域づくり団体の取組のレベルアップや活動基盤の強化に向けた相談・助言など、きめ細かな支援を併せて行っていくことが必要。

## 【対応策】10地域振興局に地域づくり活動に係る総合支援窓口を設置

業務内容	地域づくり活動に関する <b>各種相談対応や取組への助言、地域内外のプレイヤーとの繋ぎ</b> などの伴走支援
ポイント	<p><input checked="" type="checkbox"/> <b>地域振興局が持つネットワークやデータを最大限活用</b> 市町村、地域おこし協力隊、地域づくり団体、他の地域振興局など、地域振興局がこれまで構築してきた様々なネットワークやデータを最大限活用して対応 ⇒ <b>事業内容の相談、関連する活動をする者・団体とのつなぎ、過去事例・他制度・財源の紹介等</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>専門的知識を必要とする内容にも対応</b> 地域振興局と本庁が連携し、取組の展開に関する助言や資金調達のノウハウなど、専門的知識を必要とする内容にも対応できる体制を整備</p>

# 「重点支援対象事業」の設定について（案）

これまでの「重点テーマ（※）」に代えて、現在検討中である人口戦略（仮称）に基づく、**県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」として指定し**、補助率を嵩上げて支援

## 重点支援対象事業例（イメージ）★人口戦略の策定に合わせて今後検討

- 地域課題解決の核となるコミュニティビジネスの創出に資する事業
- 地域ごとのユースセンター（高校生の居場所など）の設置に資する事業
- 担い手が不足する分野へのマルチワーカーの移住促進に資する事業  
（特定地域づくり事業協同組合の設立等）
- 地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に資する事業 など  
（拠点整備や仕組みづくり、中間支援 組織の設立・育成等）

重点支援  
対象事業

**参考** 現行制度における重点テーマについて  
県全域及び地域ごとに重点的に推進するテーマを設定し、  
その取組をさらに推進するため、該当事業の補助率を嵩上げ

### R6県全域テーマ

- ①女性・若者に選ばれる県づくり
- ②2050ゼロカーボンに向けた取組の推進

※地域テーマは各地域振興局で設定

事業	対象者	通常	重点テーマ
ソフト	市町村等、公共的団体等	3/4以内	4/5以内
ハード	市町村等（下記市町村除く。）	1/2以内	2/3以内
	財政力指数が県平均以下市町村	2/3以内	3/4以内